

## **厚生労働省職員（室長・企画官級）の募集について**

令和6年5月9日  
厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の室長・企画官級ポストについて、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

### **1. 公募する職員**

厚生労働省大臣官房国際課国際保健・協力室長 1名

### **2. 職務内容**

別紙のとおり

### **3. 任期等**

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

### **4. 応募資格**

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）

- ・室長・企画官級の職員に加え、課長補佐級の職員の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

### **5. 応募及び選考の手順**

- (1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、5月24日（金）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

### **6. お問合せ先**

厚生労働省大臣官房人事課 田辺、臼井  
電話 03-5253-1111（内線7071、7076）

## 大臣官房国際課国際保健・協力室長の職務内容

国際保健（グローバルヘルス）は、人々の健康に直接関わり、人間の安全保障の観点から重視すべき分野であるが、特に、今世紀に入り、新型コロナウイルス感染症や薬剤耐性菌（AMR）など、国内外の課題が密接に関連するようになった。新型コロナウイルス感染症の危機を教訓に、世界全体の感染症予防体制を強化し、UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の実現を目指すことなど国際保健分野における国際協力の推進の重要性がかつてないほど高まっている。こうした中、WHOをはじめとする国際機関や官民パートナーシップ等とも連携しながら、国際的な協力体制作りに取り組むことが求められる。

国際保健・協力室長は、国際保健分野における国際協力の推進や、各国共通の課題解決に向けた取組みについて国際課長の指示の下、以下の業務に取り組む。

### 【主な業務】

- ① 保健分野及び福祉分野における国際協力の推進に関すること  
WHO、ASEAN、G7、G20 等を通じ、保健分野及び福祉分野における国際協力（UHC を含む）を推進するため、対処方針に係る企画・立案、関係機関との調整等を行う。
- ② 國際的な医薬品の開発等各国共通の課題の解決に向けた調整に関すること  
CEPI、GHIT、Global Fund 等国際的な協力枠組み等を通じて、国際保健分野に貢献するため、方針策定等に関する支援、助言、調整等を行う。

### 【求められる能力】

- ・ 保健福祉分野及び国際関係業務の知見及び経験を有することが望ましい
- ・ 国内外の関係者、関係機関との高いコミュニケーション能力と調整力を有することが望ましい
- ・ 国際会議の対応、関係国との協議等が可能なレベルの英語力を有することが望ましい